





意見書案第9号

積極的平和主義の観点から国際貢献を果たすために、国会で憲法改正の幅広い議論を行うことを求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年12月10日

逗子市議会議長 塔本正子 殿

逗子市議会議員 丸山治章 
同 君島輝一郎 
同 高野典子 
同 横山美奈 

(別紙)

積極的平和主義の観点から国際貢献を果たすために、国会で憲法改正の幅広い議論を行うことを求める意見書

我が国は、憲法の前文でうたわれているように、世界の平和と繁栄に貢献する外交政策として、これからも積極的平和主義の観点から国際貢献を果たしていく必要がある。

その前提となるのは、日本の主権と領土を自国の力で守ることができる最低限の防衛力を保持することと、専守防衛を基本とした政策の整備である。

そして、引き続き日米同盟を基軸とし、自由と民主主義を守る国々との連携を強化するとともに、日本の生存に必要な資源を国際協調の下に確保するように努めなければならない。

そのためには、現行憲法施行時に想定できなかった課題を改めて憲法に付加することも必要である。

よって、逗子市議会は、政府に対し、国会の場において、憲法改正の幅広い議論を行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

逗子市議会